

とうきょうしょうぼうちようしよくいんりんりきてい へいせい ねん がつとうきょうしょうぼうちようくんれいだい ごう ぼつすい
東京消防庁職員倫理規程 (平成24年12月東京消防庁訓令第43号) 抜粋

じんかくおよ そんげん しんがいこうい きんし
(人格及び尊厳の侵害行為の禁止)

だい じょう
第7条

4 しょくいん しょうがい りゆう しょうがいしゃ しょうがいしゃ もの ふとう さべつてき とりあつか
職員は、障害を理由として、障害者と障害者でない者とを不当に差別的な取扱い

をすることにより、しょうがいしゃ けんりりえき しんがい
をすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。